第２９号議案

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「1 万 8,000 円」を「2 万 1,000 円」に、「9,000 円」を「1 万 500 円」に改め、同項第 4 号中「1 万 6,000 円」を「1 万 8,000 円」に、「8,000 円」を「9,000 円」に改め、同項第 7 号中「1 万 4,000 円」を「1 万 7,500 円」に、「7,000 円」を「8,750 円」に改め、同項第 8 号中「1 万 2,500 円」を「1 万 5,000 円」に、「6,250 円」を「7,500 円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第 2 条第 1 項（第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され、又は告示される選挙及び投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙及び投票については、なお従前の例による。

（提案理由）

投票所の投票管理者等の報酬の額を改定する必要があるため